

## 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みんなのケア情報学会(以下、「本会」という。)定款第7条に定めるに基づき、会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| (1) 市民会員 | 2,000円/年           |
| (2) 学術会員 | 3,000円/年           |
| (3) 賛助会員 | 1口100,000円/年(1口以上) |
| (4) 正会員  | 事務局管理費用を納入。        |
| (5) 名誉会員 | 会費の納入を必要としない。      |

(納入)

第3条 会員は、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び指定する方法により、会費1年分を一括納入しなければならない。

(変更)

第4条 この規程の変更は、社員総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、平成29年11月28日から施行する。